

第 2 0 8 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成26年 8月19日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

環境局作業課長及び各区の環境事業所所長が名古屋市環境局「警告」、「駐車禁止」と記載した広告物及び品目別表示板（以下「本件広告物等」という。）を道路に設置した際、緑政土木局道路管理課長若しくは各区の土木事務所所長が道路法（昭和27年法第 180号。以下「法」という。）第32条に基づいて、本件広告物等を路上に設置することを許可した道路占用の許可証。過去 3年分。全市内分。（以下「本件行政文書」という。）

- 2 同月25日、実施機関は、本件公開請求に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- 3 同年 9月 2日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

- 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

- 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び反論意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 法第32条においては、道路に工作物等を設け、継続して道路を使用する場合においては、道路管理者の許可を受けなければならず、許可を受けようとする者は申請書を道路管理者に提出しなければならないと規定されている。したがって、本件行政文書がないとすると、本件広告物等は違反広告物となる。

(2) 道路管理者である各区の土木事務所所長は、民間の企業が道路占用許可なく道路上に設置した広告物について住宅都市局都市景観室と連携して道路上から撤去している。他方、本件広告物等は撤去されていないことから、法に基づく道路占用許可書が存在しているはずである。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 法第32条第 1項の規定による道路占用許可は、同項各号及び道路法施行令（昭和27年令第 479号。以下「施行令」という。）第 7条に規定された工作物、物件または施設に対して行うものである。
- 2 このうち、施行令第 7条第 1号に規定されている「看板」について、本市においては、建物等に取り付け、道路の上空に設置される突出看板等を許可対象としているが、道路上に置かれる置き看板等は、道路の通行への影響が大きいことから、道路占用許可対象物件としていない。
- 3 また、法第32条第 1項第 1号に規定する「これらに類する工作物」のうち、公共目的で設置される表示板を許可対象としているが、材質が堅固なものに限っており、容易に移動できる表示板等は、道路占用許可対象物件としていない。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件異議申立ての対象となる行政文書の有無が争点となっている。

2 当審査会の調査によると、次の事実が認められる。

(1) 本件広告物等は、ごみの収集運搬が円滑に執行されるように収集場所を適切な状態に保つ必要があるため、環境局作業課及び各区環境事業所が公衆に注意を促す目的で、道路上に設置しているものである。

(2) 法第32条第 1項の規定に基づく道路占用許可は、同項各号及び施行令第 7条に規定された工作物、物件または施設に対して行うものであり、本市において道路上に上記工作物等を設置しようとする者は、法第32条第 1項の規定に基づき道路占用許可を受けなければならず、名古屋市道路管理規則（昭和45年規則第55号。以下「規則」という。）第 7条第 1項に基づき、

道路占用許可申請書を提出しなければならない。

また、規則第10条において、当該道路占用許可は、その申請者に、道路占用許可書を交付することによって行うとされている。

(3) 本件広告物等が道路占用許可対象か否かに係る実施機関の判断について

ア 法第32条第1項第1号に規定する「これらに類する工作物」のうち、公共目的で設置される表示板について、「公共表示板」として許可し得る場合がある。

しかし、道路の占用の許可基準を定める要綱第14条第6号において、公共表示板の該当基準として、材質が、地中にコンクリート製の基礎を有するなど、容易に移動できない堅固なものであることが定められている。

本件広告物等は、地中にコンクリート製の基礎を有するものではなく、容易に移動でき、路上に設置されているものである。

したがって、実施機関は、本件広告物等を、「公共表示板」にはあたらないため法第32条第1項第1号に規定する「これらに類する工作物」に該当せず、またその他同項第2号から第6号までに定める工作物等にも該当しないと判断している。

イ また、施行令第7条第1号に規定されている「看板」については、実施機関においては、建物等に取り付けられ、道路の上空に設置される突出看板等を指すものであり、道路上に置かれる置き看板等は、道路の通行への影響が大きいことから、含まれないとしている。

本件広告物等は、上記のとおり、道路上に設置されている。

したがって、実施機関は、本件広告物等を施行令第7条第1号に規定されている「看板」に該当せず、法第32条第1項第7号に定める工作物に該当しないと判断している。

3 以上より、実施機関が、本件広告物等については法第32条第1項に基づく道路占用許可の対象となるものではないと判断していることから、本件広告物等を路上に設置することを許可した道路占用許可書は存在しないとする実施機関の説明は不合理とまではいえず、他に当該道路占用許可書の存在を認めるに足りる事情も認められない。

4 したがって、本件行政文書は存在しないと認められる。

5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成26年11月10日	諮問書の受理
11月20日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
12月 3日	実施機関の弁明意見書を受理
12月15日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論 意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳 述申出書を提出するよう通知
平成27年 1月13日	異議申立人の反論意見書を受理
平成29年11月10日 (第 2回 第 2小委員会)	調査審議
平成30年 2月21日 (第 5回 第 2小委員会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
4月19日 (第 7回 第 2小委員会)	調査審議
5月 7日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 井上純、委員 清水綾子、委員 豊島明子